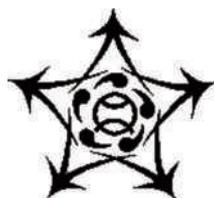


# おくやみハンドブック

貝塚市



## ご遺族の方へ

ご親族の方のご逝去に心からご冥福をお祈りいたします。  
貝塚市では、ご遺族の方が届出を行う市役所での主な手続きについて、  
おくやみハンドブックを作成しました。  
この冊子が少しでもご遺族の皆様のお役に立てば幸いです。

貝塚市

## もくじ

1. おくやみ手続きにお持ちいただくもの	P.2
2. 該当手続きチェックリスト	P.4
3. 市役所での手続き	
死亡届	P.5
市役所で発行できる書類など	P.5
印鑑登録カード・住民基本台帳カード・マイナンバーカード	P.7
墓地の使用者	P.8
年金	P.8
後期高齢者医療	P.9
国民健康保険	P.9
葬祭費の支給	P.9～10
障害福祉	P.10
子ども	P.15～16
ひとり親	P.17
児童・生徒	P.18
介護保険	P.19
道路	P.20
土地の占用	P.21
空き家	P.21
生産緑地	P.22
農地	P.23
上下水道	P.25
市税	P.27～29
パートナーシップ宣誓制度	P.30
市営住宅	P.31
ごみ	P.32
し尿・くみとり	P.33
飼い犬	P.33
4. 市役所以外での手続き（参考）	P.34
5. 故人の財産について	P.36

# 1. おくやみ手続きにお持ちいただくもの

●ご遺族のもの		✓	該当 ページ
認印 (来庁者・相続人代表・喪主)		<input type="checkbox"/>	
来庁される方の本人確認書類		<input type="checkbox"/>	
1点の確認でいいもの	2点以上の確認が必要なもの		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカード (個人番号カード)</li> <li>・運転免許証</li> <li>・パスポート (旅券)</li> <li>・顔写真付住民基本台帳カード</li> <li>・在留カード</li> <li>・特別永住者証明書</li> <li>・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳</li> <li>・公的機関が発行した免許証、許可証もしくは資格証明書など (顔写真つきのもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的機関が発行した資格証明書</li> <li>・健康保険被保険者証・資格確認書</li> <li>・介護保険被保険者証</li> <li>・年金手帳・年金証書</li> <li>・基礎年金番号通知書</li> <li>・住民基本台帳カード (顔写真なし)</li> <li>・学生証及び社員証</li> <li>・預金通帳・診察券・キャッシュカード</li> <li>・クレジットカードなど</li> </ul>		
相続人代表者・喪主の振込先口座のわかるもの (預貯金通帳等)		<input type="checkbox"/>	
各種税等の口座引き落としや、各種給付金の受領口座を亡くなった方名義の口座から変更する必要がありますので、変更する口座のわかるもの (預貯金通帳等)、銀行のお届出印		<input type="checkbox"/>	
葬儀の領収書 (国保・後期高齢者医療保険の被保険者であった場合)		<input type="checkbox"/>	P.9
(世帯主が亡くなり、世帯員が国民健康保険に加入している場合) 国保加入者全員分の被保険者証 (70歳以上の方は、高齢受給者証も)、限度額適用・標準負担額減額認定証及び限度額適用認定証		<input type="checkbox"/>	P.9
委任状 (窓口に来られる方が相続人代表者でない場合は必要)		<input type="checkbox"/>	P.37

●亡くなった方のもの お持ちでない場合もあるため、該当する場合はご持参ください。		✓	該当 ページ
印鑑登録証・住民基本台帳カード		<input type="checkbox"/>	P.7
マイナンバーカード		<input type="checkbox"/>	P.7

次頁につづく

貝塚市営墓地の名義人	<input type="checkbox"/>	P.8
<b>○亡くなったかたが75歳未満で国民健康保険の被保険者だったかた</b> 国民健康保険被保険者証、資格確認書、高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証	<input type="checkbox"/>	P.9・10
<b>○亡くなったかたが75歳以上で後期高齢者医療の被保険者だったかた</b> 後期高齢者医療被保険者証、資格確認書、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証	<input type="checkbox"/>	P.9・10
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳、障害者福祉サービス受給者証、自立支援医療（精神通院医療）受給者証、障害福祉サービス受給者証・障害児通所受給者証	<input type="checkbox"/>	P.10
障害児の通所受給者証、肢体不自由児通所医療受給者証	<input type="checkbox"/>	P.16
子ども医療医療証、ひとり親家庭医療医療証、児童扶養手当証書	<input type="checkbox"/>	P.17 ＼ P.18
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証	<input type="checkbox"/>	P.19
原動機付自転車、農耕用車両、フォークリフト等で貝塚市のナンバープレート、申告済証（または標識交付証明書）（廃車または所有者変更の場合）	<input type="checkbox"/>	P.28
納税通知書など通知番号のわかるもの	<input type="checkbox"/>	P.27 ＼ P.29
かしだしカードは図書館へ返却してください TEL072-433-7200	<input type="checkbox"/>	
Ner119登録者をお持ちの方は、登録解除の連絡をしてください TEL072-422-5810	<input type="checkbox"/>	

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## 2. 該当手続きチェックリスト

確認事項 (亡くなられた方について)		☑	該当ページ
住民登録	3人以上世帯の世帯主だった方	<input type="checkbox"/>	P.5
国民年金	国民年金のみを受給していた方、国民年金に加入中の方	<input type="checkbox"/>	P.8
健康保険	後期高齢者医療の被保険者だった方	<input type="checkbox"/>	P.9
	国民健康保険の被保険者だった方	<input type="checkbox"/>	P.9 ↳ P.10
障害福祉	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳をお持ちだった方	<input type="checkbox"/>	P.10
	特別児童扶養手当・特別障害者手当を受給されていた方	<input type="checkbox"/>	P.11
介護保険	介護保険の資格を有していた方	<input type="checkbox"/>	P.19
	高齢者福祉サービスを受けていた方	<input type="checkbox"/>	
子ども	児童手当を受給していた方	<input type="checkbox"/>	P.15 ↳ P.18
	医療費の助成を受けていた方	<input type="checkbox"/>	
	児童扶養手当を受給していた方	<input type="checkbox"/>	
	保育所・認定こども園を利用している子どもの保護者だった方	<input type="checkbox"/>	
奨学金	奨学生・借受人・連帯保証人だった方	<input type="checkbox"/>	P.18
空き家	住んでいた住宅が空き家になる方	<input type="checkbox"/>	P.21
生産緑地	生産緑地を所有していた方	<input type="checkbox"/>	P.22
農地(農業)	農地を所有していた方	<input type="checkbox"/>	P.23
森林	森林を所有していた方	<input type="checkbox"/>	P.24
上下水道	水道を使用していた方など	<input type="checkbox"/>	P.25
税金	市税を課税されていた方	<input type="checkbox"/>	P.27 ↳ P.29
	原動機付自転車(125cc以下)などを所有していた方	<input type="checkbox"/>	
パートナーシップ宣誓制度	パートナーシップ宣誓をしていた方	<input type="checkbox"/>	P.30
市営住宅	市営住宅に入居していた方	<input type="checkbox"/>	P.31
犬	犬を飼っていた方	<input type="checkbox"/>	P.33

### 3. 市役所での手続き

#### 死亡届

##### (1) 亡くなられた日から7日以内に市民課に提出ください

手続き・必要なもの	届出人・請求者
死亡届の提出 (閉庁時は市役所当直室で受け付けます)	親族、同居者、家屋管理人、 成年後見人、保佐人、補助人 など
<b>▼必要なもの</b>	<b>問合せ先</b>
<input type="checkbox"/> 死亡届 (医師が作成した死亡診断書、または死体検案書)	市民課 ☎ 072-433-7374
※成年後見人・保佐人・補助人が届出人になる場合は、登記事項証明書(原本)	<b>期限</b>
※3人以上世帯の世帯主だった方は、後日世帯主の変更登録の手続きが必要です。	亡くなられた日から7日以内

#### 市役所で発行できる書類など

##### (1) 死亡の記載がされた戸籍謄本の発行

手続き・必要なもの	届出人・請求者
貝塚市に死亡届が到達した日から戸籍の記載に14日程度かかります。発行できるかを市民課にお尋ねください。	①配偶者、直系尊属・卑属 ②上記の方からの、委任状のある方
<b>▼請求するための要件</b>	<b>問合せ先</b>
<input type="checkbox"/> 貝塚市に本籍があること	市民課 ☎ 072-433-7371
<input type="checkbox"/> 貝塚市以外に本籍がある方は、事前に市民課にお問い合わせください	<b>期限</b>
<b>▼必要なもの</b>	なし
<input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類	
<input type="checkbox"/> 手数料	
※請求の際には申請書に正しい本籍地番と筆頭者名を記入してください。	

## 市役所で発行できる書類など

### (2) 死亡届の写し

手続き・必要なもの	届出人・請求者
<p>100万円を超える郵便局簡易生命保険契約の請求者・遺族年金の請求者など、特別な事由がある場合に限り、請求の事由を明らかにして交付請求ができます。発行できるかを市民課にお尋ねください。</p> <p><b>▼必要なもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 利害関係人であることが確認できる書類</li><li><input type="checkbox"/> 保険証書等</li><li><input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類</li><li><input type="checkbox"/> 手数料</li></ul> <p>※請求の際には申請書に正しい本籍地番と筆頭者名を記入してください。</p> <p>※届出先または本籍が貝塚市であること。</p>	<p>①利害関係人（保険受取人または請求者）</p> <p>②亡くなられた方の同居の親族</p> <p>③上記の方からの、委任状のある方</p>
	問合せ先
	市民課 ☎ 072-433-7371
	期限
	令和6年3月以降の死亡届については、届出をした年度の翌年から5年

### (3) 死亡した方の住民票（除票）の写し

手続き・必要なもの	届出人・請求者
<p>亡くなられた方のマイナンバーの記載はできません。発行できるかを市民課にお尋ねください。亡くなられた方と申請者（利害関係人）との関係がわかる戸籍を求める場合があります。</p> <p><b>▼必要なもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類</li><li><input type="checkbox"/> 手数料</li></ul>	<p>①亡くなられた方の利害関係人</p> <p>②上記の方からの、委任状のある方</p>
	問合せ先
	市民課 ☎ 072-433-7371
	期限
	なし

MEMO

## 印鑑登録カード・住民基本台帳カード・マイナンバーカード

### (1) 亡くなられた方の印鑑登録のカード

手続き・必要なもの	届出人・請求者
市民課に返還されるか、不要であれば破棄してください。	どなたでも
	問合せ先
	市民課 ☎ 072-433-7373
	期限
	速やかに

### (2) 亡くなられた方の住民基本台帳カード

手続き・必要なもの	届出人・請求者
市民課に返還されるか、不要であれば破棄してください。	どなたでも
	問合せ先
	市民課 ☎ 072-433-7373
	期限
	速やかに

### (3) 亡くなられた方のマイナンバーカード・通知カード

手続き・必要なもの	届出人・請求者
諸手続きが済むまで、大切に保管してください。 市民課に返還されるか、不要であれば破棄してください。	どなたでも
	問合せ先
	市民課 ☎ 072-433-7094
	期限
	なし

MEMO

.....

.....

## 墓地の使用者

### (1) 市営墓地をご利用だった場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
使用者の名義変更(承継)手続きをしてください。	親族
<b>▼必要なもの</b>	<b>問合せ先</b>
<input type="checkbox"/> 承継使用許可申請書	市民課
<input type="checkbox"/> 使用者の死亡を証する書類など	☎ 072-433-7280
※上記以外に必要な書類は市民課にお尋ねください。	<b>期限</b>
※市営墓地以外は、墓地の管理者(町会、寺院など)にお尋ねください。	なし

## 年金

### (1) 国民年金のみを受給されていた方が亡くなられた場合または、国民年金に加入中の方が亡くなられた場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
<b>▼各種手続き</b>	請求権のあるご遺族など ※請求する年金の種類によって 請求者の要件や優先順位が 異なります。
<input type="checkbox"/> 年金受給権者死亡届	<b>問合せ先</b>
<input type="checkbox"/> 未支給年金の請求	保険年金課 国民年金担当
<input type="checkbox"/> 死亡一時金の請求	☎ 072-433-7274
<input type="checkbox"/> 寡婦年金の請求	<b>期限</b>
<input type="checkbox"/> 遺族基礎年金の請求 など	受給権が発生してから5年 (死亡一時金は2年)
<b>▼必要なもの</b>	
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金証書、年金手帳	
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方と請求者との関係を明らかにできる 戸籍謄本・抄本	
<input type="checkbox"/> 請求者名義の預貯金通帳	
<input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバーがわかるもの・本人確認が できるもの など	
※亡くなられた方と請求者との生計関係等ご内容によって 提出書類が異なります。詳しくはお問合わせください。	

※厚生年金や共済年金の手続きについては、貝塚年金事務所、各共済組合へお問合わせください。

## 後期高齢者医療

### (1) 後期高齢者医療の被保険者証等返納

手続き・必要なもの	届出人・請求者
後期高齢者医療の被保険者が亡くなられたときに返納してください。	親族、同居人、相続人など
<b>▼必要なもの</b>	問合せ先
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証または資格確認書	保険年金課 ☎ 072-433-7271
※法改正により、令和6年12月2日以降、被保険者証は発行されません。	☎ 072-433-7273
<input type="checkbox"/> 限度額適用認定証(お持ちの場合)	期限
<input type="checkbox"/> 限度額適用・標準負担額減額認定証(お持ちの場合)	速やかに
<input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証(お持ちの場合)	

### (2) 葬祭費の支給

手続き・必要なもの	届出人・請求者
後期高齢者医療の被保険者が亡くなった場合、葬儀を執行された方に5万円を支給します。	葬儀執行者
<b>▼必要なもの</b>	問合せ先
<input type="checkbox"/> 葬儀代金もしくは葬儀使用料の領収書	保険年金課 ☎ 072-433-7273
(原則葬儀執行者及び被保険者の氏名が確認できるもの)	期限
<input type="checkbox"/> 葬儀執行者名義の振込先口座の通帳	葬儀を行った日の翌日から2年

## 国民健康保険

### (1) 国民健康保険の被保険者証等返納、交換

手続き・必要なもの	届出人・請求者
国民健康保険の被保険者が亡くなられた時に返納してください。	親族、同居人、相続人など
<b>▼必要なもの</b>	問合せ先
<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証または資格確認書	保険年金課 ☎ 072-433-7271
※法改正により、令和6年12月2日以降、被保険者証は発行されません。	☎ 072-433-7273
<input type="checkbox"/> 高齢受給者証(70～74歳の方のみ)	期限
<input type="checkbox"/> 限度額適用認定証(お持ちの場合)	速やかに
<input type="checkbox"/> 限度額適用・標準負担額減額認定証(お持ちの場合)	
<input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証(お持ちの場合)	
※世帯主が亡くなった場合は、世帯主が国民健康保険に加入しているかにかかわらず、世帯員全員の被保険者証等を持参してください。新しい世帯主を記載したものに交換します。	

## 国民健康保険

### (2) 葬祭費の支給

手続き・必要なもの	届出人・請求者
国民健康保険の被保険者が亡くなられた場合、葬儀を執行された方に5万円を支給します。	葬儀執行者
<b>▼必要なもの</b>	<b>問合せ先</b>
<input type="checkbox"/> 葬儀代金もしくは葬儀使用料の領収書 (原則葬儀執行者及び被保険者の氏名が確認できるもの)	保険年金課 ☎ 072-433-7273
<input type="checkbox"/> 葬儀執行者名義の振込先口座の通帳	<b>期限</b>
	葬儀を行った日の翌日から2年

## 障害福祉

### (1) 身体障害者・精神障害者保健福祉・療育手帳の交付を受けていた場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
手帳を返還してください。	どなたでも
<b>▼必要なもの</b>	<b>問合せ先</b>
<input type="checkbox"/> 各種手帳返還届	障害福祉課 ☎ 072-433-7012
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の手帳	<b>期限</b>
	速やかに

### (2) 重度障害者医療証をお持ちの方が亡くなられた場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
重度障害者医療証の返還をしていただきます。未支払の医療費返還金がある場合は未払い分を支給できる場合があります。	障害福祉課にお尋ねください
<b>▼必要なもの</b>	<b>問合せ先</b>
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の重度障害者医療証	障害福祉課 ☎ 072-433-7012
<input type="checkbox"/> 資格に関する喪失届	<b>期限</b>
<input type="checkbox"/> 申立書	速やかに
<input type="checkbox"/> 相続人の印鑑	
<input type="checkbox"/> 相続人の振込口座がわかるもの	

## 障害福祉

### (3) 受給者証（障害福祉サービス受給者証、地域生活支援事業サービス受給者証）をお持ちの方が亡くなられた場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
受給者証を返還してください。	どなたでも
<b>▼必要なもの</b>	<b>問合せ先</b>
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の受給者証	障害福祉課 ☎ 072-433-7012
	<b>期限</b>
	速やかに

### (4) 特別障害者手当、障害児福祉手当を受給している方が亡くなられた場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
未支払の手当がある場合、未払い分を受取れる場合があります。	障害福祉課にお尋ねください
<b>▼必要なもの</b>	<b>問合せ先</b>
<input type="checkbox"/> 未支払手当請求書	障害福祉課 ☎ 072-433-7012
<input type="checkbox"/> 相続人の印鑑	<b>期限</b>
<input type="checkbox"/> 相続人の振込口座がわかるもの	速やかに

### (5) 特別児童扶養手当を受給している方が亡くなられた場合 《受給者または対象児童が死亡した場合》

手続き・必要なもの	届出人・請求者
受給状況・世帯状況によりその他の手続きが必要な場合があります。	障害福祉課にお尋ねください
<b>▼必要なもの</b>	<b>問合せ先</b>
<input type="checkbox"/> 資格喪失届	障害福祉課 ☎ 072-433-7012
	<b>期限</b>
	速やかに

(6) 大阪府障害者扶養共済制度に加入していた方が亡くなられた場合①  
 ≪加入者が死亡した場合≫

手続き・必要なもの	届出人・請求者
加入者の状況に応じて、年金の給付ができる場合がありますので、お問合せください。 <b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 死亡・障害届書 ※加入者の死亡診断書または死体検案書（原本または原本証明したもの）。 ※加入日から2年以内に死亡した場合は、所定の死亡証明書が必要です。 <input type="checkbox"/> 加入者の住民票除票 <input type="checkbox"/> 障害者及び年金管理者（指定している場合）の住民票 <input type="checkbox"/> 年金給付請求書 <input type="checkbox"/> 共済加入証書 （口数追加の方は口数追加証書も必要）	障害福祉課にお尋ねください <b>問合せ先</b> 障害福祉課 ☎ 072-433-7012 <b>期限</b> 速やかに

(7) 大阪府障害者扶養共済制度に加入していた方が亡くなられた場合②  
 ≪障害者が死亡した場合≫

手続き・必要なもの	届出人・請求者
加入期間に応じて弔慰金を受け取れる場合がありますので、お問合せください。 <b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 死亡・障害届書 <input type="checkbox"/> 加入者の住民票 <input type="checkbox"/> 障害者の住民票除票 <input type="checkbox"/> 弔慰金給付請求書（加入期間が1年以上の場合） <input type="checkbox"/> 共済加入証書（口数追加の方は口数追加証書も必要） <input type="checkbox"/> 加入者の振込先口座がわかるもの	障害福祉課にお尋ねください <b>問合せ先</b> 障害福祉課 ☎ 072-433-7012 <b>期限</b> 速やかに

## 障害福祉

### (8) 重度障害者在宅介護支援給付金を受給している方が亡くなられた場合① ≪受給者または重度障害者が死亡した場合≫

手続き・必要なもの	届出人・請求者
加入者の状況に応じて、給付金を受け取れる場合がありますので、お問合せください。	障害福祉課にお尋ねください
<b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 異動届	<b>問合せ先</b> 障害福祉課 ☎ 072-433-7012
	<b>期限</b> 速やかに

### (9) 重度障害者在宅介護支援給付金を受給している方が亡くなられた場合② ≪受給者が死亡し、未支払給付金がある場合≫

手続き・必要なもの	届出人・請求者
加入者の状況に応じて、給付金を受け取れる場合がありますので、お問合せください。	障害福祉課にお尋ねください
<b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 未支払重度障害者在宅介護支援給付金請求書 <input type="checkbox"/> 重度障害者の振込先口座がわかるもの	<b>問合せ先</b> 障害福祉課 ☎ 072-433-7012
	<b>期限</b> 速やかに

### (10) 貝塚市福祉タクシー初乗料金助成乗車券をお持ちの方が亡くなられた場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
残りの乗車券を返還してください。	相続人家族など
<b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の貝塚市福祉タクシー初乗料金助成乗車券	<b>問合せ先</b> 障害福祉課 ☎ 072-433-7012
	<b>期限</b> 速やかに

## 障害福祉

### (11) 貝塚市福祉型コミュニティバス（は～もに～ばす）無料乗車証をお持ちの方が亡くなられた場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
無料乗車証を返還してください。	相続人家族など
<b>▼必要なもの</b>	<b>問合せ先</b>
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の貝塚市福祉型コミュニティバス（は～もに～ばす）無料乗車証	障害福祉課 ☎ 072-433-7012
	<b>期限</b>
	速やかに

### (12) 有料道路の障害者割引をご利用の方が亡くなられた場合（ETC利用者のみ）

手続き・必要なもの	届出人・請求者
登録の削除をしてください。	相続人家族など
<b>▼必要なもの</b>	<b>問合せ先</b>
<input type="checkbox"/> 登録削除依頼	障害福祉課 ☎ 072-433-7012
※障害福祉課または有料道路ETC割引登録係（☎ 045-477-1233）で手続きが必要です。	<b>期限</b>
	速やかに

### (13) NHK放送受信料の減免を受けている場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
解約の手続きをしてください。 NHKに連絡し、必要な手続きをしてください。	相続人家族など
<b>▼連絡先</b>	<b>問合せ先</b>
・NHKふれあいコールセンター ☎ 0120-151515	障害福祉課 ☎ 072-433-7012
・NHK大阪放送局 視聴者リレーションセンター開発推進部 ☎ 06-6937-9000 FAX 06-6937-3501	<b>期限</b>
	速やかに

(1) 児童手当の額改定または消滅届

手続き・必要なもの	届出人・請求者
<p>対象児童が亡くなられたときに必要となる手続きです。</p> <p><b>▼必要なもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 児童手当受給事由消滅届または児童手当額改定認定請求書</p>	<p>①亡くなられた方の父母</p> <p>②上記の方からの、委任状のある方</p>
	問合せ先
	<p>子ども福祉課</p> <p>☎ 072-433-7021</p>
	期限
	<p>亡くなられた日の翌日から15日以内</p>

(2) 児童扶養手当の額改定届（減額）または資格喪失届

手続き・必要なもの	届出人・請求者
<p>対象児童が亡くなられたときに必要となる手続きです。</p> <p><b>▼必要なもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 児童扶養手当額改定届</p> <p><input type="checkbox"/> 児童扶養手当資格喪失届</p>	<p>受給者</p>
	問合せ先
	<p>子ども福祉課</p> <p>☎ 072-433-7021</p>
	期限
	<p>速やかに</p>

(3) 子ども医療医療費助成の受給資格喪失手続き

手続き・必要なもの	届出人・請求者
<p>子ども医療医療証の受給者が亡くなられたときに必要となります。子ども医療医療証を返還してください。</p> <p><b>▼必要なもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 子ども医療届出書</p> <p><input type="checkbox"/> 手続きに来る方の本人確認できるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 子ども医療医療証</p>	<p>①亡くなられた方の父母</p> <p>②上記の方からの、委任状のある方</p>
	問合せ先
	<p>子ども福祉課</p> <p>☎ 072-433-7021</p>
	期限
	<p>速やかに</p>

(4) 未支払児童手当の請求及び児童手当の受給者切り替え

手続き・必要なもの	届出人・請求者
<p>児童手当の受給者が亡くなられたときに、受け取っていない手当の支給や受給者の変更を行う手続きです。</p> <p><b>▼必要なもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 児童手当受給事由消滅届</p> <p><input type="checkbox"/> 未支払児童手当請求書</p> <p><input type="checkbox"/> 児童手当認定請求書</p>	<p>①亡くなられた方の配偶者</p> <p>②上記の方からの、委任状のある方</p>
	問合せ先
	<p>子ども福祉課</p> <p>☎ 072-433-7021</p>
	期限
	<p>亡くなられた日の翌日から15日以内</p>

(5) 受給者証（障害児通所支援など）の返還

手続き・必要なもの	届出人・請求者
<p>通所受給者証、肢体不自由児通所医療受給者証の対象児童が亡くなられたときに返還してください。</p> <p><b>▼必要なもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 各種受給者証</p>	<p>どなたでも</p>
	問合せ先
	<p>子ども相談課</p> <p>☎ 072-433-7071</p>
	期限
	<p>速やかに</p>

(6) 保育所・認定こども園を利用している子どもの保護者が亡くなられた場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
<p>手続きをお願いします。</p> <p><b>▼必要なもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 教育・保育給付変更認定申請書</p> <p><input type="checkbox"/> 保育利用児童家庭状況等変更届</p>	<p>子育て支援課にお尋ねください。</p>
	問合せ先
	<p>子育て支援課</p> <p>☎ 072-433-7024</p>
	期限
	<p>速やかに</p>

## ひとり親

### (1) ひとり親世帯になられた方①

手続き・必要なもの	届出人・請求者
児童扶養手当を受けることができます。 <b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 児童扶養手当等認定請求書 <input type="checkbox"/> 届出人と対象児童の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 届出人・対象児童・扶養義務者分の本人確認できるもの <input type="checkbox"/> 年金手帳と健康保険証 ※世帯の所得により、該当にならない場合があります。	申請者本人
	問合せ先
	子ども福祉課 ☎ 072-433-7021
	期限
	速やかに

### (2) ひとり親世帯になられた方②

手続き・必要なもの	届出人・請求者
ひとり親家庭医療費助成を受けることができます。 <b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療証交付(更新)申請書 (保護者と児童の戸籍謄本、対象者全員の健康保険証) ※世帯の所得により、該当にならない場合があります。	申請者本人
	問合せ先
	子ども福祉課 ☎ 072-433-7021
	期限
	速やかに

### (3) ひとり親家庭医療医療費助成の受給資格喪失手続き

手続き・必要なもの	届出人・請求者
ひとり親家庭医療医療証の受給者が亡くなったときに必要となります。ひとり親家庭医療医療証を返還してください。 <b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療届出書 <input type="checkbox"/> 手続きに来る方の本人確認できるもの <input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療医療証	①親族 ②上記の方からの、委任状のある方
	問合せ先
	子ども福祉課 ☎ 072-433-7021
	期限
	速やかに

## ひとり親

### (4) 児童扶養手当の受給者の資格喪失届及び未支払手当請求

手続き・必要なもの	届出人・請求者
受給者が亡くなられたときに必要となる手続きです。 <b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 児童扶養手当資格喪失届 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書	死亡届出義務者・手当の支給対象者(保護者)
	問合せ先
	子ども福祉課 ☎ 072-433-7021
	期限
	亡くなられた日の翌日から 14日以内

## 児童・生徒

### (1) 就学援助費または特別支援教育就学奨励費の認定を受けている児童生徒の保護者

手続き・必要なもの	届出人・請求者
申請者が亡くなられたときは、振込先口座の変更をしていただく必要があります。 <b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 新たな振込先口座の通帳	市内小中学校在学中の児童生徒の保護者
	問合せ先
	学校教育課 ☎ 072-433-7108
	期限
	速やかに

### (2) 貝塚市奨学資金の貸付けを受けている方または、現在返還中の方

手続き・必要なもの	届出人・請求者
返還猶予・免除申請ができる場合があります。 <b>▼必要なもの</b> 詳しくは学校教育課にお尋ねください。	保証人、親族
	問合せ先
	学校教育課 ☎ 072-433-7108
	期限
	速やかに

## 介護保険

### (1) 介護保険の被保険者証等返還

手続き・必要なもの	届出人・請求者
介護保険の被保険者が亡くなられたときに返納してください。	親族、同居人、相続人など
<b>▼必要なもの</b>	<b>問合せ先</b>
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証	高齢介護課
<input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証(お持ちの場合)	☎ 072-433-7040
<input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証(お持ちの場合)	<b>期限</b>
	速やかに

### (2) 福祉サービス(緊急通報装置・紙おむつの支給・愛の一声運動・福祉電話・徘徊見守りネットワーク)を利用されている方が亡くなられた場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
各種サービスの廃止日等の確認のほか、緊急通報装置・福祉電話の撤去日時等の打ち合わせが必要です。まずはご連絡ください。	親族、同居人、ケアマネジャーなど
<b>▼必要なもの</b>	<b>問合せ先</b>
なし	高齢介護課
	☎ 072-433-7010
	<b>期限</b>
	速やかに

MEMO

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

## 道路

### (1) 道路占有者

手続き・必要なもの	届出人・請求者
手続きが必要です。	親族または使用者
<b>▼必要なもの</b>	<b>問合せ先</b>
<input type="checkbox"/> 道路占用許可申請書(占有者変更)	道路整備課 ☎ 072-433-7340
	<b>期限</b>
	速やかに

### (2) 市営駐車場使用者

手続き・必要なもの	届出人・請求者
手続きが必要です。	親族、同居人、相続人など
<b>▼必要なもの</b>	<b>問合せ先</b>
<input type="checkbox"/> 貝塚市営駐車場使用申請書(使用者変更) または、貝塚市営駐車場返還届	道路整備課 ☎ 072-433-7340
	<b>期限</b>
	速やかに

### (3) 市管理道路内に土地を所有していた方

手続き・必要なもの	届出人・請求者
手続きが必要です。	相続人
<b>▼必要なもの</b>	<b>問合せ先</b>
<input type="checkbox"/> 債権者変更届出書(土地所有者変更)	道路整備課 ☎ 072-433-7340
	<b>期限</b>
	速やかに

MEMO

## 土地の占用

### (1) 土地の占用者が亡くなられて占用を終了する場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
手続きが必要です。	相続人または関係者
<b>▼必要なもの</b>	<b>問合せ先</b>
<input type="checkbox"/> 法定外公共物占用廃止届出書	用地課 ☎ 072-433-7419
	<b>期限</b>
	速やかに

### (2) 土地の占用者が亡くなられた後、相続人が占用を継続する場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
手続きが必要です。	占用を継続される方
<b>▼必要なもの</b>	<b>問合せ先</b>
<input type="checkbox"/> 法定外公共物占用の名義変更理由書	用地課 ☎ 072-433-7419
	<b>期限</b>
	速やかに

## 空き家

### (1) 亡くなられた方の家が空き家になる場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
空き家のことでお困りの場合は、まちづくり課へご相談ください。	相続人
※空き家の発生を抑制するための特例措置(空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除、期限あり)についても、お気軽にお問合わせください。	<b>問合せ先</b>
	まちづくり課 ☎ 072-433-7214
	<b>期限</b>
	なし

## 生産緑地

### (1) 生産緑地所有者が亡くなられた後、相続人が生産緑地を継続する場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
手続きが必要です。 <b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 生産緑地に係る所有者変更届 <input type="checkbox"/> 全部事項証明書(写し可) (法務局で取得のもの) <input type="checkbox"/> 生産緑地に係る農業従事者変更届	土地所有者 <hr/> <b>問合せ先</b> 都市計画課 ☎ 072-433-7246 <hr/> <b>期限</b> 速やかに

### (2) 生産緑地所有者が亡くなられた後、相続人が生産緑地を解除する場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
個別にご相談ください。	個別にご相談ください。
	<b>問合せ先</b> 都市計画課 ☎ 072-433-7246 <hr/> <b>期限</b> 個別にご相談ください。

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

(1) 農業者年金を掛けていた方が亡くなられた場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
<p>JAで手続きが必要です。</p> <p><b>▼必要なもの</b></p> <p>農業者年金死亡関係届出書(様式第K31号の1、2) 下記添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 死亡者が受給権者である場合は農業者年金証書</li> <li><input type="checkbox"/> 死亡者が被保険者である場合は農業者年金被保険者証</li> <li><input type="checkbox"/> 死亡日を確認できる戸籍謄本もしくは住民票の写しなど</li> <li><input type="checkbox"/> 未支給年金、死亡一時金の手続きの場合は、死亡者と請求者との続柄を確認できる戸籍謄本と同一生計証明</li> </ul> <p>※届出書の提出先はJAです。届出書はJAから農業委員会を經由して、農業者年金基金に送付されます。農業者年金に加入した時期によって届出様式が異なってくるので、詳しくは農業者年金基金の専門相談員(☎ 03-3502-3199)にご相談ください。</p>	<p>年金を掛けていた方のご遺族、その他詳しくは農業委員会にお尋ねください。</p>
	問合せ先
	<p>農業委員会 ☎ 072-433-7388</p>
	期限
	<p>速やかに</p>

(2) 農地の所有者が亡くなられた場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
<p>手続きが必要です。</p> <p><b>▼必要なもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 農地法第3条の3第1項の規定による届出書</li> <li><input type="checkbox"/> 登記簿謄本</li> <li><input type="checkbox"/> 相続人以外が手続きする場合は委任状</li> </ul>	<p>農地の相続人</p>
	問合せ先
	<p>農業委員会 ☎ 072-433-7388</p>
	期限
	<p>速やかに</p>

MEMO

.....

.....

.....

.....

## 農地

### (3) 農地を賃借して耕作していた方(旧小作人)が亡くなられた場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
手続きが必要です。 <b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 賃借人(旧小作人)変更届出書 <input type="checkbox"/> 賃借人(旧小作権)遺産分割協議書 <input type="checkbox"/> 相続関係を証する書面 <input type="checkbox"/> 法定相続人の印鑑証明 <input type="checkbox"/> 相続関係説明図 <input type="checkbox"/> 相続人以外が手続きする場合は委任状	農地を賃借して耕作する権利(旧小作権)を相続する人
	問合せ先
	農業委員会 ☎ 072-433-7388
	期限
	速やかに

## 森林

### (1) 森林の土地の所有者となった(森林を相続された)方

手続き・必要なもの	届出人・請求者
森林の土地の所有者届出書の提出が必要です。 <b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 森林の土地の所有者届出書 <input type="checkbox"/> 森林の土地の位置を示す図面 <input type="checkbox"/> 森林の土地の登記事項証明書など権利を取得したことがわかる書類	相続人
	問合せ先
	農林課 ☎ 072-433-7380
	期限
	相続開始の日(被相続人の死亡の日)から90日以内

### MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## 上下水道

### (1) 上下水道契約者が亡くなり、同住所で引き続き上下水道をご使用いただく場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
名義変更手続きは、上下水道営業課窓口もしくは電話にて受付しています。	上下水道契約者が亡くなり、同住所で引き続き上下水道をご使用いただく方
<b>▼必要なもの</b>	<b>問合せ先</b>
なし	上下水道営業課 ☎ 072-433-7141
※登録口座の変更は、金融機関窓口での申込となります。	<b>期限</b>
※口座振替依頼書は各金融機関所定の書類をご利用ください。預金通帳及び銀行届出印が必要です。	速やかに

### (2) 上下水道契約者が亡くなり、今後上下水道を使用しない場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
閉栓手続きが必要です。上下水道営業課窓口もしくは電話にて受付しています。	上下水道契約者が亡くなり、同住所で引き続き上下水道をご使用しない方
<b>▼必要なもの</b>	<b>問合せ先</b>
なし	上下水道営業課 ☎ 072-433-7141
	<b>期限</b>
	速やかに

### (3) 高齢者(65歳以上)の単身世帯となった場合

※水道料金等福祉減免制度を受けることができます。

手続き・必要なもの	届出人・請求者
減免申請が必要です。 上下水道営業課窓口にて受付しています。	上下水道契約者
<b>▼必要なもの</b>	<b>問合せ先</b>
<input type="checkbox"/> 水道料金減免申請書	上下水道営業課 ☎ 072-433-7141
<input type="checkbox"/> 下水道使用料減免申請書	<b>期限</b>
	速やかに

## 上下水道

### (4) 下水道事業負担金の受益者で、納付中または納付がまだの方

手続き・必要なもの	届出人・請求者
手続きが必要です。	新たな受益者
<b>▼必要なもの</b>	<b>問合せ先</b>
<input type="checkbox"/> 下水道事業受益者異動申告書 (新たな受益者の印鑑)	上下水道総務課 下水道担当 ☎ 072-433-7180
	<b>期限</b>
	速やかに

### (5) 井戸水を使用し、公共下水道に排水している世帯

手続き・必要なもの	届出人・請求者
世帯人数変更の報告が必要になりますので、ご連絡ください。	どなたでも
<b>▼必要なもの</b>	<b>問合せ先</b>
なし	上下水道営業課 ☎ 072-433-7405
	<b>期限</b>
	速やかに

### (6) 汚水排除量変更の申告者が亡くなり、今後も申告を継続する場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
手続きが必要です。	新たな申告者
<b>▼必要なもの</b>	<b>問合せ先</b>
<input type="checkbox"/> 汚水排除量(変更)申告書 <input type="checkbox"/> ボイラー等使用水量メーター指示数 報告書	上下水道営業課 ☎ 072-433-7405
	<b>期限</b>
	速やかに

## 市税

### (1) 固定資産の所有者及び固定資産税の納税義務者が亡くなられた場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
手続きが必要です。 <b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 現所有者兼相続人代表者申告書	相続人 ※上記以外の方が手続きする場合、委任状が必要
	問合せ先
	課税課 土地担当・家屋担当 ☎ 072-433-7251 072-433-7253
	期限
	速やかに

### (2) 未登記家屋の所有者が亡くなられた場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
手続きが必要です。 <b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 家屋所有権の申立書	相続人 ※上記以外の方が手続きする場合、委任状が必要
	問合せ先
	課税課 家屋担当 ☎ 072-433-7253
	期限
	速やかに

### (3) 固定資産税の納税管理人が亡くなられた場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
手続きが必要です。 <b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 納税管理人申告書兼承認申請書(固定資産税用)	納税義務者 ※上記以外の方が手続きする場合、委任状が必要
	問合せ先
	課税課 土地担当・家屋担当 ☎ 072-433-7251 072-433-7253
	期限
	速やかに

## 市税

### (4) 原動機付自転車など（貝塚市ナンバー）の車両を所有している場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
次の車両の所有者が亡くなられたとき、手続きが必要です。 ・原動機付自転車 （総排気量125cc以下のオートバイ・ミニカー） ・小型特殊自動車 （農耕用車両・フォークリフトなど）	主に相続人 ※相続人でない方が手続きする 場合、委任状が必要
<b>▼必要なもの</b>	<b>問合せ先</b>
<input type="checkbox"/> 原動機付自転車申告済証または標識交付証明書	課税課 諸税担当 ☎ 072-433-7254
<input type="checkbox"/> 標識（ナンバープレート）	<b>期限</b>
<input type="checkbox"/> 軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返還納書	速やかに
<input type="checkbox"/> 軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書	
<input type="checkbox"/> 本人確認書類	

### (5) 軽自動車税（種別割）の納税義務者が亡くなられた場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
手続きが必要です。	相続人 ※上記以外の方が手続きする 場合、委任状が必要
<b>▼必要なもの</b>	<b>問合せ先</b>
<input type="checkbox"/> 相続人代表指定届出書	課税課 諸税担当 ☎ 072-433-7254
<input type="checkbox"/> 本人確認書類	<b>期限</b>
	速やかに

MEMO

## 市税

### (6) 市・府民税の納税義務者が亡くなられた場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
手続きが必要です。 <b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 相続人の代表指定届出書 <input type="checkbox"/> 本人確認書類	相続人 ※上記以外の方が手続きする 場合、委任状が必要
	問合せ先
	課税課 市民税担当 ☎ 072-433-7250
	期限
	速やかに

### (7) 市税の口座振替登録の変更

手続き・必要なもの	届出人・請求者
口座名義人が亡くなり、引き続き他の口座で口座振替を希望する場合、変更の手続きが必要です。 <b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 手続きされる方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 変更を希望する引き落とし希望口座の預貯金通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 届出印鑑 <input type="checkbox"/> 貝塚市税口座振替(自動払込)利用申込書兼解約(廃止)届出書 ※届出書はお電話いただければ郵送いたします。	相続人など
	問合せ先
	納税課 収納管理担当 ☎ 072-433-7261
	期限
	速やかに

MEMO

## パートナーシップ宣誓制度

### (1) パートナーシップ宣誓をしていた方が亡くなられた場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
貝塚市パートナーシップ宣誓をしていた方が亡くなった場合、貝塚市パートナーシップ宣誓書受領証を添付し返還届の提出が必要となります。	① パートナー・親族・同居人など
<b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 貝塚市パートナーシップ宣誓書受領証返還届 <input type="checkbox"/> 貝塚市パートナーシップ宣誓書受領証	<b>問合せ先</b> 人権政策課 ☎ 072-433-7160  <b>期限</b> 速やかに

#### MEMO

## 市営住宅

### (1) 市営住宅を返還される場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
入居者(住宅名義人)の死亡により、借りていた市営住宅を返還される際に必要な手続きです。	相続人
<b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 市営住宅返還届 ※市営住宅の返還に際し、市職員が立会い、住宅の片付けについて説明します。事前に必ずご連絡ください。	問合せ先
	建築住宅課 ☎ 072-433-7210
	期限
	速やかに

### (2) 入居者(住宅名義人)の死亡により、一定の条件を満たす同居者が、引き続き同住宅での居住を希望される場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
手続きが必要です。	同居者
<b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 入居権承継承認申請書 <input type="checkbox"/> 証書 新名義人の顔写真・実印・印鑑証明書 保証人の実印・印鑑証明書・所得証明書 <input type="checkbox"/> 固定資産課税台帳閲覧同意書 ※入居者の状況等により必要なものが異なりますので、お問い合わせください。	問合せ先
	建築住宅課 ☎ 072-433-7210
	期限
	速やかに

### (3) 同居者が亡くなられた場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
手続きが必要です。	入居者(住宅名義人)
<b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 同居親族異動届 ※入居者の状況等により必要なものが異なりますので、お問い合わせください。	問合せ先
	建築住宅課 ☎ 072-433-7210
	期限
	速やかに

(1) 亡くなられた方のごみを岸和田市貝塚市クリーンセンターに搬入する場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
<p>亡くなられた方と搬入されるご親族のご住所が異なる場合は、亡くなられた方の住所がわかるもの（郵便物など）をご持参ください。</p> <p>搬入できるもの、できないものにつきましては岸和田市貝塚市クリーンセンターのホームページをご覧ください。</p> <p><b>▼必要なもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 一般廃棄物搬入申請書</p> <p>※市民課および廃棄物対策課の窓口で配布しているほか、岸和田市貝塚市クリーンセンターのホームページからダウンロードが可能です。</p> <p><b>【岸和田市貝塚市クリーンセンター】</b></p> <p>所在地：岸和田市岸之浦町1番地の2</p> <p>電話番号：072-436-5389</p> <p>受付時間：月曜日～金曜日（祝日の場合も含む）午後1時～午後5時（できるだけ午後4時半までに入場してください）</p> <p>料 金：70kg以下は一律1,000円 70kgを超える場合は、超える重量10kgにつき140円加算（令和6年4月現在の料金です）</p>	<p>亡くなられた方のご親族</p> <p><b>問合せ先</b></p> <p>廃棄物対策課 ☎ 072-433-7009</p> <p><b>期限</b></p> <p>なし</p>

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## し尿・くみとり

### (1) 浄化槽をお使いの方

手続き・必要なもの	届出人・請求者
亡くなられた方が浄化槽の所有者であった場合、管理者変更届などを提出してください。	ご家族の方ほか
<b>▼必要なもの</b>	<b>問合せ先</b>
<input type="checkbox"/> 管理者変更届	環境衛生課 ☎ 072-433-7186
<input type="checkbox"/> 浄化槽の使用休止届	<b>期限</b>
	速やかに

### (2) 汲み取り便所世帯の方

手続き・必要なもの	届出人・請求者
汲み取り業者に収集人数の変更を直接連絡してください。	ご家族の方ほか
<b>【各汲み取り業者】</b>	<b>問合せ先</b>
辻義設備工業(株) : ☎ 072-431-2249	環境衛生課 ☎ 072-433-7186
阪南設備工業(株) : ☎ 072-422-0568	<b>期限</b>
(株)コスモエンジニア : ☎ 072-432-5727	速やかに

## 飼い犬

### (1) 亡くなられた方が飼い主だった場合

手続き・必要なもの	届出人・請求者
亡くなられた方が犬の飼い主だった場合、所有者変更の届出が必要です。	ご家族の方ほか
※飼い犬のマイクロチップ情報が登録されていると、届出が不要になる場合がありますので、健康推進課までご連絡ください。	<b>問合せ先</b>
<b>▼必要なもの</b>	健康推進課 ☎ 072-433-7410
<input type="checkbox"/> 犬鑑札	<b>期限</b>
※新たな飼い主となる方が、お住いの市町村で手続きをしてください。	速やかに

## 4. 市役所以外での手続き(参考)

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	手続き先	問合わせ先
<input type="checkbox"/>	運転免許証	返納	貝塚警察署 ☎ 072-431-1234
<input type="checkbox"/>	在留カード・ 特別永住者証明書	返納	東京都出入国在留管理局 おだいば分室 ☎ 03-3599-1068
<input type="checkbox"/>	厚生年金	未支給年金請求 遺族厚生年金請求	最寄りの年金事務所 貝塚年金事務所 ☎ 072-431-1122 ねんきんダイヤル☎ 0570-05-1165
<input type="checkbox"/>	健康保険	埋葬料(費)の支給申請など	ご加入の健康保険組合、 全国健康保険協会(協会けんぽ) 貝塚年金事務所 ☎ 072-431-1122
<input type="checkbox"/>	労災保険	遺族(補償)等給付 葬祭料等(葬祭給付)の請求	所轄の労働基準監督署 労災保険相談ダイヤル ☎ 0570-006031
<input type="checkbox"/>	国税関係	所得税・消費税の準確定申告 相続税の手続き	亡くなった方の住所地を 管轄する税務署 岸和田税務署 ☎ 072-438-1341
<input type="checkbox"/>	恩給	未払い金または 過払い金の確認	総務省恩給相談窓口 ☎ 03-5273-1400
<input type="checkbox"/>	不動産登記関係	土地・家屋などの相続登記	土地・建物を管轄する法務局 大阪法務局 岸和田支局 ☎ 072-438-6501
<input type="checkbox"/>	生命保険	死亡保険金などの請求	ご加入の生命保険会社 または代理店
<input type="checkbox"/>	預貯金口座	ゆうちょ銀行口座凍結の 解除・名義変更・解約	郵便局窓口
		その他の金融機関口座凍結 の解除・名義変更・解約	お取引の金融機関
<input type="checkbox"/>	株式	名義変更	証券会社・株式発行人

## 4. 市役所以外での手続き(参考)

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	手続き先	問合わせ先
<input type="checkbox"/>	普通自動車・ 125cc超バイク	廃車の手続・名義変更	近畿運輸局 大阪運輸支局 和泉自動車検査登録事務所 ヘルプデスク ☎ 050-5540-2060
<input type="checkbox"/>	軽自動車 (三輪・四輪)	廃車の手続・名義変更	軽自動車検査協会 大阪主管事務所 和泉支所コールセンター ☎ 050-3816-1842
<input type="checkbox"/>	固定電話(NTT)	承継名義変更・解約	NTT西日本 ☎ 116 携帯電話からはフリーアクセス ☎ 0800-2000116
<input type="checkbox"/>	固定電話(NTT以外)	名義変更・解約	各契約会社
<input type="checkbox"/>	携帯電話	名義変更・解約	各契約会社
<input type="checkbox"/>	インターネット	名義変更・解約	各契約会社
<input type="checkbox"/>	NHK受信料	名義変更・解約	NHKふれあいセンター フリーダイヤル 0120151515 NHKナビダイヤル ☎ 0570-077-077
<input type="checkbox"/>	電気・ガス	名義変更・解約	各契約会社
<input type="checkbox"/>	クレジットカード	解約	各契約会社
<input type="checkbox"/>	府営住宅	承継・退去	大阪府営住宅 泉佐野管理センター ☎ 072-458-2852

## 5. 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

# 委任状

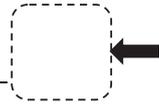
※ コピーしてお使いください。

令和 年 月 日

(宛先) 貝塚市長

委任者 (頼む方)

住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
生年月日 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_



印鑑登録を委任する場合は登録印を押印してください。

私は次の者を代理人として定め、( ) の死亡に関する下記の事項の権限を委任します。

代理人 (頼まれて窓口に来る方)

住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
生年月日 \_\_\_\_\_

記

委任事項 (委任する事項にレ点を付してください。その他の場合は内容をお書きください。)

- 世帯主変更届に関する手続き
  - 未支給年金または遺族年金の請求及び相続手続きに必要な戸籍 (除籍)、改製原戸籍の謄 (抄) 本及び住民票 (除票) の交付申請及び受領に関する権限
  - 国民年金及び国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、市税 (市府民税・固定資産税・軽自動車税) に関する手続き
  - 市税に関する証明書の交付に関する申請及び受領に関する権限
    - 遺族年金用：課税証明書 最新年度分 \_\_\_\_\_ 通
    - 相続登記用：固定資産評価証明書 最新年度分 \_\_\_\_\_ 通  
(土地：全部・一部) (家屋：全部・一部)
    - 一部の場合、物件の所在地・家屋番号 \_\_\_\_\_
    - 相続登記用：名寄台帳 最新年度分 \_\_\_\_\_ 通
- ※故人の市税に関する証明書の交付の際、相続人の戸籍等、相続関係が確認できる書類が必要です。(貝塚市に住所を置いており、かつ同一世帯の場合は不要です。)  
また、故人が貝塚市以外に住所を置いていた場合は、住民票の除票等、亡くなられたことが確認できる書類が必要です。

その他の委任事項 \_\_\_\_\_

- ※ 委任される方の署名及び代理人に関する事項は、必ず委任者の直筆でお願いします。
- ※ 当該交付請求についてのみ作成された委任状の原本還付はできません。
- ※ 印鑑登録証明書の発行には、貝塚市印鑑登録カードが必要です。

所有者不明土地の解消に向けて  
不動産の登記に関するルールが大きく変わりました



不動産登記推進  
イメージキャラクター  
「トウキツネ」

# 令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化されました!!

POINT  
1

相続登記は、亡くなった日から3年以内に申請してください



- 死亡後に土地の所有が判明した場合など、死亡日より後に不動産を相続したことを知った場合は、知った日から3年を経過するまでが申請期限となります。

POINT  
2

令和6年4月1日より前に亡くなっている場合は、令和9年3月31日が申請期限です



- 死亡日が令和6年4月1日より前であっても義務化の対象ですが、3年の猶予期間が設けられており、申請期限は施行日から3年後の令和9年3月31日となります。

POINT  
3

令和9年4月以降、申請期限を経過すると10万円以下の過料が科されることがあります



- 過料が科される前には、必ず法務局から一定期間内に登記の申請をするよう通知（催告）があり、次のような場合は過料が科されません。
  - ① 催告に応じて相続登記の申請をしたとき
  - ② 相続した者が重病であるなど、登記をしないことに正当な理由があるとき

POINT  
4

司法書士等の専門家に相続手続を依頼することもご検討ください



- 相続手続は、戸籍による相続人の確認や相続財産の特定、遺産分割協議など、登記手続の前に確認・決定すべき事項も多岐にわたります。相続手続について、司法書士等の専門家に相談・依頼することもご検討ください。
- 特に、①相続の発生から長期間経過している、②数次相続(※)が発生している、③兄弟姉妹が相続人になるなどの場合は、権利関係が複雑になり、ご自身での手続が難しいと感じる方が多いです。  
※ 相続の発生後、遺産分割などの相続手続が終わる前に相続人が死亡し、次の相続が開始していること。

大阪司法書士会では、  
無料相続登記相談の実施や、  
司法書士の紹介を行っています。  
詳しくは大阪司法書士会の  
ホームページを  
ご確認ください→→→



大阪法務局

相続登記の申請義務化に  
ついては、大阪法務局の  
ホームページでも  
詳しく案内しています→→→



相続登記手続については、  
裏面のQ&Aもご覧ください。

# 相続登記に関するQ&A 気になるギモンにお答えします！



**Q1** 親が亡くなりました。遺言書は残されていません。  
相続財産の中に、生前親が所有していた土地や建物がありますが、どうすればいいですか？

土地や建物を含む相続財産を誰が、どのように相続するかを決定する必要があります。  
まずは法定相続人(※)を確認し、全員で遺産の分割方法を協議して、誰が相続するかを決定します。

※ 民法で定められた、被相続人(亡くなられた方)の財産を相続する権利のある人のことです。配偶者は常に法定相続人となり、配偶者以外の方は、①子、②直系尊属、③兄弟姉妹の順で配偶者と一緒に法定相続人になります。誰が法定相続人となるかは、被相続人の生まれてから亡くなるまでの戸籍を取得して確認します。

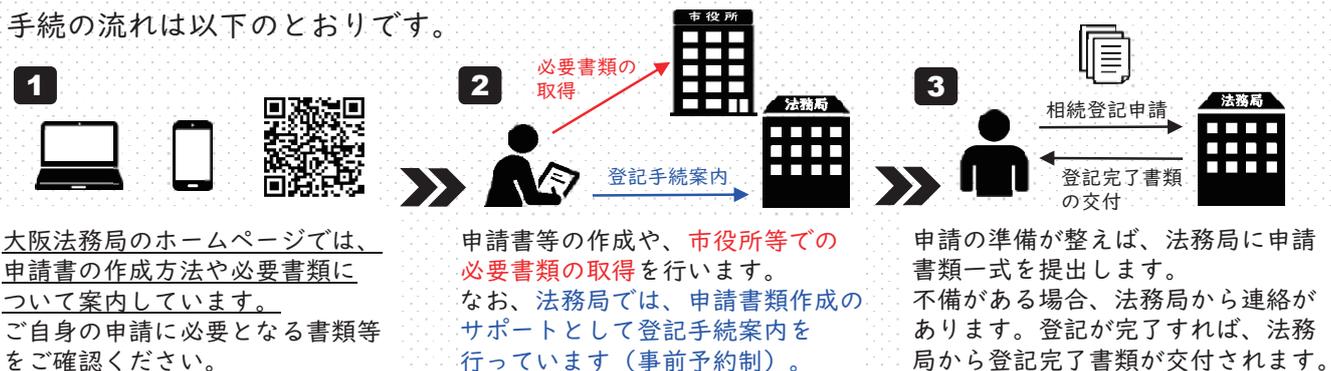
**POINT** 誰が法定相続人となるかが分からない場合や、遺産分割協議の内容や進め方、遺産分割協議書の作成方法など、相続の手続についてお困りの際は、司法書士等の専門家にご相談ください。

**Q2** 遺産分割協議をした結果、土地と建物を相続することになりました。  
相続登記の申請をしたいのですが、どうすればいいですか？

相続登記の申請は、ご自身で行う方法と、司法書士等の専門家に依頼する方法があります。  
ご自身で相続登記の申請を行う場合は、戸籍など必要書類の取得、遺産分割協議書の作成、登記申請書などの作成をして、法務局に提出する必要があります。

**Q3** 相続登記の申請を自分でする場合の手続について教えてください。

手続の流れは以下のとおりです。



**POINT** ご自身で申請される場合、2 3の段階で市役所等や法務局へ複数回足を運んでいただくことになります。申請書類の作成に手間や時間を掛けられない方は、司法書士等の専門家への依頼をご検討ください。特に、①相続の発生から長期間経過している、②数次相続が発生している、③兄弟姉妹が相続人になるなどの場合は、権利関係や必要書類が複雑になり、ご自身での手続が難しいと感じる方が多いです。

**Q4** 相続登記の申請を司法書士に依頼したいと思いますが、法務局から紹介してもらえますか？

法務局から司法書士を紹介することはできません。  
司法書士の紹介を希望される場合は、大阪司法書士会のホームページをご確認ください。



**Q5** 相続登記にかかる費用について教えてください。

相続登記を申請する際、登録免許税という税金がかかります。  
登録免許税の税率は、不動産の価額の1000分の4(0.4%)で、収入印紙などで納めます。  
(例えば、不動産の価額が200万円の場合、登録免許税額は8000円です。)  
その他、戸籍等の必要書類の取得費用や、司法書士に依頼した場合は手数料が必要となります。

**POINT** 不動産の価額は、毎年4月頃に市区町村から送付される固定資産課税明細書で確認できます。なお、令和6年度現在、相続する不動産が100万円以下の土地であるなど、一定の場合は登録免許税が免税となります。免税措置の内容は変更されることもありますので、詳細は法務局のホームページをご確認ください。



MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

発行 貝塚市役所  
編集／制作 株式会社鎌倉新書  
発行年 2024年10月

